

令和3年経済センサス-活動調査  
産業別集計（卸売業，小売業に関する集計）  
石川県結果概要

令和5年5月

石川県県民文化スポーツ部  
女性活躍・県民協働課統計情報室

# 目 次

## 利用上の注意

## 調査結果の概要

1 事業所及び従業者数	1
2 年間商品販売額	3
3 小売業の売場面積（法人）	7
4 市町の状況	8

## I 利用上の注意

1. 「令和3年経済センサス - 活動調査 産業別集計（卸売業，小売業に関する集計）石川県結果概要」（以下「産業別集計（卸売業，小売業）」という。）は、「卸売業，小売業」の事業所（以下「事業所」という。）について石川県分を本県が独自に集計した確報結果である。このため、総務省及び経済産業省が公表した「令和3年経済センサス - 活動調査 産業別集計（卸売業，小売業に関する集計）」の数値と相違することがある。
2. 年間商品販売額は令和2年1年間、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は令和3年6月1日現在の数値である。
3. この「結果の概要」における年間商品販売額は、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した数値である。事業所数、従業者数の集計については、「卸売業、小売業」内の格付不能事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含めていない。
4. 従業者数は「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。
5. 年間商品販売額については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777097.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf)

6. 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成28年経済センサス - 活動調査、令和元年経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査並びに報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

<欠測値等の取扱いについて>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>

7. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。

統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満であることを示している。

「x」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合

計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

8. 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1 か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン>

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777099.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf)

9. 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

#### 10. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付）方法は、次のとおりである。

##### (1) 一般的な方法

###### ① 取扱商品が単品の場合

令和 3 年経済センサス - 活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の 4 桁で産業細分類を決定する。

###### ② 取扱商品が複数の場合

ア 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

イ 商品分類番号上位 2 桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位 2 桁によって、産業中分類（2 桁分類）を決定し、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位 3 桁、上位 4 桁の順に分類し、産業細分類（4 桁分類）を格付する。

##### (2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」、「非鉄金属地金卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付する。

※個人経営については、調査票の「この事業所の主な事業の内容」を格付の参考としている。

① 卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」

表 1 の財別（生産財、資本財及び消費財）の 3 財にわたる商品を卸売りし、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の 10%以上で、従業者が 100 人以上の事業所

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表 1 の財別（生産財、資本財及び消費財）の 3 財にわたる商品を卸売りし、商品分類番号上位 3 桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の 50%未満で、従業者が 100 人未満の事業所

表 1 財別と商品分類

財別	商品分類番号 上位 3 桁	以下の産業分類に属する品目
生産財	511	繊維品卸売業（衣服，身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資本財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消費財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の 3 財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、又は、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付とする。

ウ 「5351 非鉄金属地金卸売業」

「5599 他に分類されないその他の卸売業」に格付された事業所のうち、商品分類番号「55992 特殊景品」の販売額が最も大きく、「この事業所の主な事業の内容」の取扱商品又は営業品目に非鉄金属の記載があった場合に「非鉄金属地金卸売業」に格付する。

エ 「5598 代理商，仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商，仲立業」に格付する。

② 小売業

ア 「5611 百貨店，総合スーパー」

表2の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表2の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所

表2 「衣」、「食」及び「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59 60	機械器具小売業 その他の小売業

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付された事業所のうち、表3の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所

表3 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付された事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が 30 m<sup>2</sup>以上 250 m<sup>2</sup>未満で、営業時間が 14 時間以上の事業所

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付された事業所のうち、以下のいずれかの事業所

- ・セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を小売りしている事業所
- ・セルフサービス方式を採用しており、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付された事業所のうち、以下のいずれかの事業所

- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m<sup>2</sup>以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売りしている事業所
- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m<sup>2</sup>以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の 90%以上の事業所

ク 「61 無店舗小売業」

「小売販売額の商品販売形態別割合」の店頭販売の割合が 0%及び売場面積が 0 m<sup>2</sup>の事業所

## 9. 問い合わせ先

内容についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

石川県県民文化スポーツ部女性活躍・県民協働課

統計情報室 経済産業グループ TEL 076-225-1342

FAX 076-225-1345

E-MAIL : [toukei@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:toukei@pref.ishikawa.lg.jp)

<https://toukei.pref.ishikawa.lg.jp/>

## Ⅱ 調査結果の概要

### 1 事業所数及び従業者数

令和3年6月1日現在の事業所数は11,737事業所、従業者数は93,614人となっている(表1、表2)。

#### (1) 卸売業

卸売業の事業所数は3,187事業所となっており、業種別にみると、「産業機械器具卸売業」が444事業所(卸売業計の13.9%)と最も多く、次いで「他に分類されない卸売業」が367事業所(同11.5%)、「食料・飲料卸売業」が337事業所(同10.6%)などとなっている。

また、従業者数は30,885人となっており、業種別にみると、「電気機械器具卸売業」が3,542人(卸売業計の11.5%)と最も多く、次いで「産業機械器具卸売業」が3,457人(同11.2%)、「食料・飲料卸売業」が3,222人(同10.4%)などとなっている(表1)。

表1 卸売業の業種別事業所数、従業者数

業種	事業所数		従業者数	
	令和3年	構成比(%)	令和3年(人)	構成比(%)
卸売業、小売業合計	11,737	(100.0)	93,614	(100.0)
<b>卸売業計</b>	<b>3,187</b>	<b>100.0</b>	<b>30,885</b>	<b>100.0</b>
各種商品卸売業	13	0.4	185	0.6
各種商品卸売業	13	0.4	185	0.6
繊維・衣服等卸売業	149	4.7	898	2.9
繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	53	1.7	235	0.8
衣服卸売業	44	1.4	274	0.9
身の回り品卸売業	52	1.6	389	1.3
飲食料品卸売業	601	18.9	6,245	20.2
農畜産物・水産物卸売業	264	8.3	3,023	9.8
食料・飲料卸売業	337	10.6	3,222	10.4
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	689	21.6	5,559	18.0
建築材料卸売業	314	9.9	2,321	7.5
化学製品卸売業	133	4.2	921	3.0
石油・鉱物卸売業	74	2.3	769	2.5
鉄鋼製品卸売業	62	1.9	713	2.3
非鉄金属卸売業	29	0.9	174	0.6
再生資源卸売業	77	2.4	661	2.1
機械器具卸売業	976	30.6	11,214	36.3
産業機械器具卸売業	444	13.9	3,457	11.2
自動車卸売業	158	5.0	1,973	6.4
電気機械器具卸売業	248	7.8	3,542	11.5
その他の機械器具卸売業	126	4.0	2,242	7.3
その他の卸売業	759	23.8	6,784	22.0
家具・建具・じゅう器等卸売業	169	5.3	1,267	4.1
医薬品・化粧品等卸売業	163	5.1	2,823	9.1
紙・紙製品卸売業	60	1.9	413	1.3
他に分類されない卸売業	367	11.5	2,281	7.4
(参考) 全国の卸売業の事業所数、従業者数	267,215		3,138,020	

(注) 必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

従業者数とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含めていない。

( )内は、「合計」(卸売業、小売業合計)を100%とした時の構成比である。



## (2) 小売業

小売業の事業所数は 8,550 事業所となっており、業種別にみると、「その他の飲食料品小売業」が 1,038 事業所（小売業計の 12.1%）と最も多く、次いで「自動車小売業」が 827 事業所（同 9.7%）、「他に分類されない小売業」が 800 事業所（同 9.4%）などとなっている。

また、従業者数は 62,729 人となっており、業種別にみると、「その他の飲食料品小売業」が 9,454 人（小売業計の 15.1%）と最も多く、次いで「各種食料品小売業」が 8,058 人（同 12.8%）、「医薬品・化粧品小売業」が 6,264 人（同 10.0%）などとなっている（表 2）。

表 2 小売業の業種別事業所数、従業者数

業種	事業所数		従業者数	
	令和3年	構成比 (%)	令和3年 (人)	構成比 (%)
卸売業、小売業合計	11,737	(100.0)	93,614	(100.0)
<b>小売業計</b>	<b>8,550</b>	<b>100.0</b>	<b>62,729</b>	<b>100.0</b>
<b>各種商品小売業</b>	<b>32</b>	<b>0.4</b>	<b>2,767</b>	<b>4.4</b>
百貨店、総合スーパー	12	0.1	2,582	4.1
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	20	0.2	185	0.3
<b>織物・衣服・身の回り品小売業</b>	<b>1,088</b>	<b>12.7</b>	<b>4,684</b>	<b>7.5</b>
呉服・服地・寝具小売業	156	1.8	497	0.8
男子服小売業	140	1.6	560	0.9
婦人・子供服小売業	460	5.4	2,138	3.4
靴・履物小売業	95	1.1	338	0.5
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	237	2.8	1,151	1.8
<b>飲食料品小売業</b>	<b>2,499</b>	<b>29.2</b>	<b>22,632</b>	<b>36.1</b>
各種食料品小売業	218	2.5	8,058	12.8
野菜・果実小売業	102	1.2	354	0.6
食肉小売業	72	0.8	353	0.6
鮮魚小売業	159	1.9	575	0.9
酒小売業	299	3.5	840	1.3
菓子・パン小売業	611	7.1	2,998	4.8
その他の飲食料品小売業	1,038	12.1	9,454	15.1
<b>機械器具小売業</b>	<b>1,319</b>	<b>15.4</b>	<b>8,350</b>	<b>13.3</b>
自動車小売業	827	9.7	5,671	9.0
自転車小売業	82	1.0	223	0.4
機械器具小売業（自動車自転車を除く）	410	4.8	2,456	3.9
<b>その他の小売業</b>	<b>3,324</b>	<b>38.9</b>	<b>22,195</b>	<b>35.4</b>
家具・建具・畳小売業	176	2.1	822	1.3
じゅう器小売業	245	2.9	758	1.2
医薬品・化粧品小売業	776	9.1	6,264	10.0
農耕用品小売業	81	0.9	436	0.7
燃料小売業	494	5.8	3,013	4.8
書籍・文房具小売業	420	4.9	4,495	7.2
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	157	1.8	910	1.5
写真機・時計・眼鏡小売業	175	2.0	553	0.9
他に分類されない小売業	800	9.4	4,944	7.9
<b>無店舗小売業</b>	<b>288</b>	<b>3.4</b>	<b>2,101</b>	<b>3.3</b>
通信販売・訪問販売小売業	203	2.4	1,402	2.2
自動販売機による小売業	24	0.3	302	0.5
その他の無店舗小売業	61	0.7	397	0.6
(参考) 全国の小売業の事業所数、従業者数	755,015		6,464,650	

(注) 必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

従業者数とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含めていない。

( )内は、「合計」(卸売業、小売業合計)を 100%とした時の構成比である。

## 2 年間商品販売額

令和2年の年間商品販売額は3兆6,978億円となっている(表3、表4)。

### (1) 業種別年間商品販売額

#### ①卸売業

卸売業の年間商品販売額は2兆5,404億円となっており、業種別にみると、「食料・飲料卸売業」が4,836億円(卸売業計の19.0%)と最も多く、次いで「医薬品・化粧品等卸売業」が2,606億円(同10.3%)、「農畜産物・水産物卸売業」が2,548億円(同10.0%)などとなっている(表3)。

表3 卸売業の業種別年間商品販売額

業 種	年間商品販売額	
	令和2年 (百万円)	構成比 (%)
卸売業、小売業合計	3,697,831	(100.0)
<b>卸売業計</b>	<b>2,540,407</b>	<b>100.0</b>
各種商品卸売業	19,688	0.8
各種商品卸売業	19,688	0.8
繊維・衣服等卸売業	38,911	1.5
繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	20,419	0.8
衣服卸売業	6,270	0.2
身の回り品卸売業	12,222	0.5
飲食料品卸売業	738,411	29.1
農畜産物・水産物卸売業	254,776	10.0
食料・飲料卸売業	483,635	19.0
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	518,062	20.4
建築材料卸売業	214,623	8.4
化学製品卸売業	80,610	3.2
石油・鉱物卸売業	108,848	4.3
鉄鋼製品卸売業	86,828	3.4
非鉄金属卸売業	10,922	0.4
再生資源卸売業	16,232	0.6
機械器具卸売業	729,687	28.7
産業機械器具卸売業	249,255	9.8
自動車卸売業	98,816	3.9
電気機械器具卸売業	246,254	9.7
その他の機械器具卸売業	135,362	5.3
その他の卸売業	495,647	19.5
家具・建具・じゅう器等卸売業	57,300	2.3
医薬品・化粧品等卸売業	260,629	10.3
紙・紙製品卸売業	25,583	1.0
他に分類されない卸売業	152,135	6.0
(参考) 全国の卸売業の年間商品販売額	389,388,318	

(注) 必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

( )内は、「合計」(卸売業、小売業合計)を100%とした時の構成比である。

## ②小売業

小売業の年間商品販売額は1兆1,574億円となっており、業種別にみると、「各種食料品小売業」が1,887億円（小売業計の16.3%）と最も多く、次いで「自動車小売業」が1,689億円（同14.6%）、「医薬品・化粧品小売業」が1,299億円（同11.2%）などとなっている。

表4 小売業の業種別年間商品販売額

業種	年間商品販売額	
	令和2年 (百万円)	構成比 (%)
卸売業、小売業合計	3,697,831	(100.0)
<b>小売業計</b>	<b>1,157,424</b>	<b>100.0</b>
<b>各種商品小売業</b>	<b>78,769</b>	<b>6.8</b>
百貨店、総合スーパー	74,587	6.4
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	4,182	0.4
<b>織物・衣服・身の回り品小売業</b>	<b>57,656</b>	<b>5.0</b>
呉服・服地・寝具小売業	5,131	0.4
男子服小売業	6,838	0.6
婦人・子供服小売業	27,328	2.4
靴・履物小売業	4,017	0.3
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	14,343	1.2
<b>飲食料品小売業</b>	<b>320,313</b>	<b>27.7</b>
各種食料品小売業	188,710	16.3
野菜・果実小売業	3,406	0.3
食肉小売業	4,112	0.4
鮮魚小売業	5,688	0.5
酒小売業	11,767	1.0
菓子・パン小売業	15,628	1.4
その他の飲食料品小売業	91,003	7.9
<b>機械器具小売業</b>	<b>240,067</b>	<b>20.7</b>
自動車小売業	168,925	14.6
自転車小売業	1,762	0.2
機械器具小売業（自動車自転車を除く）	69,380	6.0
<b>その他の小売業</b>	<b>396,964</b>	<b>34.3</b>
家具・建具・畳小売業	14,371	1.2
じゅう器小売業	4,874	0.4
医薬品・化粧品小売業	129,916	11.2
農耕用品小売業	10,614	0.9
燃料小売業	119,988	10.4
書籍・文房具小売業	21,878	1.9
ｽｰｯ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	13,817	1.2
写真機・時計・眼鏡小売業	7,439	0.6
他に分類されない小売業	74,067	6.4
<b>無店舗小売業</b>	<b>63,654</b>	<b>5.5</b>
通信販売・訪問販売小売業	46,556	4.0
自動販売機による小売業	8,766	0.8
その他の無店舗小売業	8,332	0.7
(参考) 全国の小売業の年間商品販売額	133,257,457	

(注) 必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

( )内は、「合計」(卸売業、小売業合計)を100%とした時の構成比である。

(2) 単位当たりの年間商品販売額

① 1事業所当たりの年間商品販売額

1事業所当たりの年間商品販売額は3億15百万円で、これを卸売業、小売業別に見ると、卸売業は7億97百万円、小売業は1億35百万円となっている。(表5、表6)

② 従業者1人当たりの年間商品販売額

従業者1人当たりの年間商品販売額は40百万円で、これを卸売業、小売業別に見ると、卸売業は82百万円、小売業は19百万円となっている。(表5、表6)

表5 卸売業の業種別1事業所当たり・従業者1人当たり年間商品販売額

業 種	1事業所当たり 年間商品販売額	従業者1人当たり 年間商品販売額
	令和2年 (百万円)	令和2年 (百万円)
卸売業、小売業合計	315.1	39.5
<b>卸売業計</b>	<b>797.1</b>	<b>82.3</b>
<b>各種商品卸売業</b>	<b>1,514.5</b>	<b>106.4</b>
各種商品卸売業	1,514.5	106.4
<b>繊維・衣服等卸売業</b>	<b>261.1</b>	<b>43.3</b>
繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	385.3	86.9
衣服卸売業	142.5	22.9
身の回り品卸売業	235.0	31.4
<b>飲食料品卸売業</b>	<b>1,228.6</b>	<b>118.2</b>
農畜産物・水産物卸売業	965.1	84.3
食料・飲料卸売業	1,435.1	150.1
<b>建築材料、鉱物・金属材料等卸売業</b>	<b>751.9</b>	<b>93.2</b>
建築材料卸売業	683.5	92.5
化学製品卸売業	606.1	87.5
石油・鉱物卸売業	1,470.9	141.5
鉄鋼製品卸売業	1,400.5	121.8
非鉄金属卸売業	376.6	62.8
再生資源卸売業	210.8	24.6
<b>機械器具卸売業</b>	<b>747.6</b>	<b>65.1</b>
産業機械器具卸売業	561.4	72.1
自動車卸売業	625.4	50.1
電気機械器具卸売業	993.0	69.5
その他の機械器具卸売業	1,074.3	60.4
<b>その他の卸売業</b>	<b>653.0</b>	<b>73.1</b>
家具・建具・じゅう器等卸売業	339.1	45.2
医薬品・化粧品等卸売業	1,599.0	92.3
紙・紙製品卸売業	426.4	61.9
他に分類されない卸売業	414.5	66.7

(注) 必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

従業者数とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含めていない。

表6 小売業の業種別1事業所当たり・従業員1人当たり年間商品販売額

業 種	1事業所当たり 年間商品販売額	従業員1人当たり 年間商品販売額
	令和2年 (百万円)	令和2年 (百万円)
卸売業、小売業合計	315.1	39.5
<b>小売業計</b>	<b>135.4</b>	<b>18.5</b>
<b>各種商品小売業</b>	<b>2,461.5</b>	<b>28.5</b>
百貨店、総合スーパー	6,215.6	28.9
その他の各種商品小売業(従業員が常時50人未満のもの)	209.1	22.6
<b>織物・衣服・身の回り品小売業</b>	<b>53.0</b>	<b>12.3</b>
呉服・服地・寝具小売業	32.9	10.3
男子服小売業	48.8	12.2
婦人・子供服小売業	59.4	12.8
靴・履物小売業	42.3	11.9
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	60.5	12.5
<b>飲食料品小売業</b>	<b>128.2</b>	<b>14.2</b>
各種食料品小売業	865.6	23.4
野菜・果実小売業	33.4	9.6
食肉小売業	57.1	11.6
鮮魚小売業	35.8	9.9
酒小売業	39.4	14.0
菓子・パン小売業	25.6	5.2
その他の飲食料品小売業	87.7	9.6
<b>機械器具小売業</b>	<b>182.0</b>	<b>28.8</b>
自動車小売業	204.3	29.8
自転車小売業	21.5	7.9
機械器具小売業(自動車自転車を除く)	169.2	28.2
<b>その他の小売業</b>	<b>119.4</b>	<b>17.9</b>
家具・建具・畳小売業	81.7	17.5
じゅう器小売業	19.9	6.4
医薬品・化粧品小売業	167.4	20.7
農耕用品小売業	131.0	24.3
燃料小売業	242.9	39.8
書籍・文房具小売業	52.1	4.9
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	88.0	15.2
写真機・時計・眼鏡小売業	42.5	13.5
他に分類されない小売業	92.6	15.0
<b>無店舗小売業</b>	<b>221.0</b>	<b>30.3</b>
通信販売・訪問販売小売業	229.3	33.2
自動販売機による小売業	365.3	29.0
その他の無店舗小売業	136.6	21.0

(注) 必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

従業員数とは「個人業主」、「無給家族従業員」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含めていない。

### 3 小売業の売場面積（法人）

小売業の売場面積は、1,635,196 m<sup>2</sup>となっている。

業種別にみると、「各種食料品小売業」が263,330 m<sup>2</sup>（小売業計の16.1%）と最も広く、次いで「他に分類されない小売業」が257,766 m<sup>2</sup>（同15.8%）、「医薬品・化粧品小売業」が180,629 m<sup>2</sup>（同11.0%）などとなっている。（表7）

表7 小売業の業種別売場面積

業種	売場面積	
	令和3年 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)
<b>小売業計</b>	<b>1,635,196</b>	<b>100.0</b>
<b>各種商品小売業</b>	<b>165,831</b>	<b>10.1</b>
百貨店、総合スーパー	156,906	9.6
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	8,925	0.5
<b>織物・衣服・身の回り品小売業</b>	<b>183,533</b>	<b>11.2</b>
呉服・服地・寝具小売業	16,441	1.0
男子服小売業	30,292	1.9
婦人・子供服小売業	75,011	4.6
靴・履物小売業	14,864	0.9
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	46,925	2.9
<b>飲食料品小売業</b>	<b>494,160</b>	<b>30.2</b>
各種食料品小売業	263,330	16.1
野菜・果実小売業	6,491	0.4
食肉小売業	2,920	0.2
鮮魚小売業	5,619	0.3
酒小売業	13,339	0.8
菓子・パン小売業	22,952	1.4
その他の飲食料品小売業	179,509	11.0
<b>機械器具小売業</b>	<b>147,457</b>	<b>9.0</b>
自動車小売業	33,060	2.0
自転車小売業	6,683	0.4
機械器具小売業（自動車自転車を除く）	107,714	6.6
<b>その他の小売業</b>	<b>644,215</b>	<b>39.4</b>
家具・建具・畳小売業	68,298	4.2
じゅう器小売業	20,854	1.3
医薬品・化粧品小売業	180,629	11.0
農耕用品小売業	12,271	0.8
燃料小売業	2,961	0.2
書籍・文房具小売業	43,381	2.7
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	46,958	2.9
写真機・時計・眼鏡小売業	11,097	0.7
他に分類されない小売業	257,766	15.8
<b>無店舗小売業</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
通信販売・訪問販売小売業	-	-
自動販売機による小売業	-	-
その他の無店舗小売業	-	-

（注）売場面積が得られた事業所を対象として集計した。



## 4 市町の状況

### (1) 事業所数

県内市町における事業所数は、金沢市が5,293事業所（全体の45.1%）と最も多く、次いで小松市が1,143事業所（同9.7%）、白山市が807事業所（同6.9%）、七尾市が694事業所（同5.9%）、加賀市が620事業所（同5.3%）などとなっている（表8）。

### (2) 従業者数

県内市町における従業者数は、金沢市が46,454人（全体の49.6%）と最も多く、次いで小松市が8,596人（同9.2%）、白山市が7,520人（同8.0%）、野々市市が6,671人（同7.1%）、七尾市が3,893人（同4.2%）などとなっている（表8）。

### (3) 年間商品販売額

県内市町における年間商品販売額は、金沢市が2兆4,445億円（全体の66.1%）と最も多く、次いで白山市が2,846億円（同7.7%）、小松市が2,250億円（同6.1%）、野々市市が1,938億円（同5.2%）、七尾市が1,072億円（同2.9%）などとなっている（表8）。

表8 県内市町の卸売業、小売業事業所数、従業者数、年間商品販売額

	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	令和3年	構成比 (%)	令和3年 (人)	構成比 (%)	令和2年 (百万円)	構成比 (%)
石川県	11,737	100.0	93,614	100.0	3,697,831	100.0
金沢市	5,293	45.1	46,454	49.6	2,444,537	66.1
七尾市	694	5.9	3,893	4.2	107,239	2.9
小松市	1,143	9.7	8,596	9.2	224,971	6.1
輪島市	377	3.2	1,566	1.7	18,313	0.5
珠洲市	237	2.0	835	0.9	10,941	0.3
加賀市	620	5.3	3,855	4.1	74,286	2.0
羽咋市	219	1.9	1,324	1.4	25,710	0.7
かほく市	324	2.8	3,062	3.3	55,713	1.5
白山市	807	6.9	7,520	8.0	284,617	7.7
能美市	385	3.3	2,609	2.8	78,385	2.1
野々市市	521	4.4	6,671	7.1	193,769	5.2
川北町	36	0.3	677	0.7	19,939	0.5
津幡町	184	1.6	1,918	2.0	73,725	2.0
内灘町	122	1.0	844	0.9	13,134	0.4
志賀町	187	1.6	898	1.0	17,003	0.5
宝達志水町	74	0.6	575	0.6	16,895	0.5
中能登町	137	1.2	775	0.8	13,508	0.4
穴水町	133	1.1	623	0.7	12,067	0.3
能登町	244	2.1	919	1.0	13,079	0.4

(注) いずれも必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

従業者数とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含めていない。